

公益財団法人日本スポーツ協会
スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）倫理規程及び加盟団体規程に基づき、スポーツにおける暴力行為等に関する相談に対応するため、スポーツにおける暴力行為等相談窓口（以下「相談窓口」という。）に関することを定めるものとする。

(体制)

第2条 本会は、相談窓口を本会倫理・コンプライアンス委員会の下に置き、その事務は本会事務局暴力等相談室が所掌する。

2. 本会は、相談窓口を円滑に運営するため、事務の全部又は一部を一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センター（以下「法センター」という。）に委託することができる。

(対象者・対象行為)

第3条 相談窓口では、本会倫理規程第2条第6号に定める者（以下「対象者」という。）による同倫理規程第4条に定める遵守事項のうちスポーツ活動に関する違反行為（以下「対象行為」という。）を対象とする。

なお、相談窓口では、原則として最終行為時から5年を経過した事案は取扱わないものとする。

(相談窓口を利用できる者の範囲)

第4条 相談窓口を利用できる者は、対象者の対象行為による被害者並びにその保護者及び関係者等とする。

(利用方法)

第5条 相談窓口の利用方法は、「電話」又は「Web（相談フォーム）」のいずれかとする。

(相談窓口業務)

第6条 相談窓口では、相談者の秘密保持に配慮の上、相談者の氏名、連絡先及び相談内容の概要を把握する。

2. 相談窓口では、相談内容に係る事実について、対象者の氏名及び行為の概要について聴取するとともに、必要な資料を収集するよう努める。

3. 相談者の氏名、連絡先が確認できないこと等によって、前2項に規定する業務の遂行に著しい障害を来たす場合においては、本会は、当該相談に対応することを要しないものとする。

4. 相談窓口は、相談者から相談を受けた場合は、本会担当部署、法センター、関係団体等と連携し、速やかに必要な対応に当たるものとする。

(対応手順)

第7条 対応手順については別に定める。

(情報の保護)

第8条 本会及び本規程に定める業務に携わる者は、本会個人情報保護方針を遵守するとともに、相談窓口寄せられた相談に係る事実(相談者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。)を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。

2. 本会は、相談窓口を法センターに委託する場合は、法センターに対して、前項と同様の守秘義務を課すものとする。

3. 本会は、第1項及び第2項の定めに違反して、秘密を漏洩した者がいた場合は、本会所定の規程等に従って相当な処分を課す。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 本会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。

(周知)

第10条 本会は、相談窓口の利用方法について、本会ホームページや情報誌「Sport Japan」等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

(結果の開示)

第11条 本会は、相談者が被害者又はその保護者である場合にその請求に基づき、結果のみを開示する。

2. 前項に定める者以外からの開示請求には、正当な理由がある場合を除き、応じない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、本会倫理・コンプライアンス委員会の議を経たうえで、本会理事会の決議により行う。

附則1. この規程は、平成25年3月13日から施行する。

附則2. この規程は、平成26年11月12日から施行する。

附則3. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則4. この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則5. この規程は、令和4年11月10日から施行する。